

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえた
住宅トップランナー制度における対応について

令和5年3月31日
住宅局参事官(建築企画担当)付

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会。以下「一括見直しプラン」という。)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、目視規制等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間(令和4年7月から令和6年6月までの2年間)に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

さらに、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「目視に係る規制の見直し」について「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

これをうけ、今般、目視に係る規制のうち建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく報告徴収のオンライン化の方法について検討を進めてまいりました。

「目視」規制は、現地での点検や調査等の際に、人が赴き、目で見て確認等を行う規制とされており、立入り等の対応のために現地に赴くこと等が、業務の効率化を実現する上で弊害となると考えられます。目視規制等について、デジタル技術を活用して実施することにより、移動時間の削減等による労働生産性の向上等につながることが期待されることから、下記のとおり運用を整理したのでお知らせいたします。

記

建築物省エネ法第30条第4項及び第33条第4項に基づく報告徴収については、必要に応じて、事務所等に立ち入らず、ウェブ会議、メール等のデジタル技術を活用した方法により検査を実施しても差し支えないこととするため、同法第29条第1項に規定する特定一戸建て住宅建築主等及び同法第32条第1項に規定する特定一戸建て住宅建設工事業者等におかれては、デジタル技術を活用した報告徴収を求められた場合においても、適切に対応いただくようお願いいたします。

※上記の建築物省エネ法の条項等は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第1条による建築物省エネ法改正(令和5年4月1日一部施行)後のものとなっております。

(参考資料)

・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

・(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/f5d02df7/20220603_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

・別表1(方針確定リスト)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/76e55026/20220603_meeting_administrative_research_outline_09.pdf

・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607_policies_priority_outline_15.pdf

・規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf